

岐阜市事前復興まちづくり計画策定検討懇談会開催要綱

令和8年6月11日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市事前復興まちづくり計画の策定に当たり、専門的見地からの意見を交換するための岐阜市事前復興まちづくり計画策定検討懇談会（以下「懇談会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見の交換を行う事項)

第2条 懇談会は、岐阜市事前復興まちづくり計画の策定に関し必要な事項について意見を交換する。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者5人以内で構成する。

- (1) 学識経験又は専門知識を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(会合)

第4条 懇談会の会合（次項において「会合」という。）は、市長が招集し、その座長はあらかじめ市長が指名する。

2 座長は、会合の進行をつかさどる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月11日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。